

令和4年10月20日

第10回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第10回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年10月20日（木） 午前9時00分

2 場 所

曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

12 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員

18 番 〇〇〇〇〇 , 19 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
財部分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和4年10月20日（木） 午前11時10分

令和4年第10回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 97 号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第 98 号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第 99 号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第 100 号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第 101 号 | 非農地証明願について |
| 議案第 102 号 | 農地の用途変更届（200 m ² 未満）について |
| 議案第 103 号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第 104 号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第 105 号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |

(2) 報告第10号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第10回農業委員会総会

令和4年10月20日（木） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。9月、10月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、○○○○○委員から欠席届が出ております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第10回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番○○○○○委員、19番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第97号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2番委員（○○○○○）

受理番号末吉79号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、山芋を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉80号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉81号・82号について、10月15日に現地調査を行いましたので報告致します。どちらの案件も受人は同一なので一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の○○○○○は、畜産を主としてされておりましたが、今回取得する農地には、イタリアン・甘藷・ごぼう・里芋を輪作で作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、出荷先については、○○○○○という事です。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉83号について、10月17日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、兄弟であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、果樹を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

受理番号末吉84号について、10月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田は○○○○○、畑は畜産農家に貸し付けておりトラクター等の農業機械も所有していない為、受人の耕作は、難しいと思います。ですので不許可と考えます。この3条申請は、渡人が体調が悪く、元気なうちに息子に贈与したいとの思いから申請に至ったという事です。行政書士に依頼するにあたり、3条申請の規程を良く理解していなかった事が原因と思われるので農業委員会としてこういう案件を受ける時には、その旨をも

う少し伝えるべきではないかと思います。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 85 号について、10 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませ
ん。譲渡人と譲受人は、兄弟で相互交換です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地
には、既に柿が植えられており、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 86 号について、10 月 13 日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用
要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませ
ん。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に
影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受
理番号財部 87 号について、10 月 14 日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、
農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませ
ん。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷・露地野菜を作付けさ
れる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と
考えます。なお、譲受人と譲渡人は親子であります。機械の保有は、トラクター・田植え機・ハー
ベスター等があり、出荷先は、水稻は全部小売、野菜は庄内の道の駅ふくろう、甘藷は串間の青井
ファーム、委託先は考えていないとの事でした。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2 番委員 (〇〇〇〇〇)

前も深川は、ありませんでしたかね。農業委員には、相談はないのですか。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇)

ないです。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 97 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、末吉 84 号を除いて許可する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 98 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請末
吉 53 号を除いてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりま
すので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 42 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小
中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで山林、南が畑、北が道路
を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、農家住宅を建築する具体的計画があり確実だと思
います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農家住宅を設置する
面積 830 ㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然
流下するもので、集水桝を設置し、水路放流排水は、浄化槽を設置し適当と思います。被害防除に

誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、養殖場を整備しており、農地への復元も困難と思われる為、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 47 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、内村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が川を挟んで田、南が田、北が田であります。目的実現の確実性は、申請地は、既に農業用倉庫を設置されており、確実だと思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫を設置する全体面積 804 ㎡のうち 161 ㎡は、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は自然流下で問題はないと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当します。農業用倉庫を整備しており、農用地への原状回復は困難と思われる為、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 48 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで山林、南が雑種地、北が山林であります。目的実現の確実性は、牛舎・倉庫・堆肥舎・管理道路・ロール置場を設置する具体的計画があり実現確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、牛舎・倉庫・堆肥舎・管理道路・ロール置場を設置する全体面積 13,553 ㎡は、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、適当だと思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。牛舎・倉庫・堆肥舎・管理道路・ロール置場を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 49 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に農機具保管庫を設置しており確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農機具保管庫を設置する面積 240 ㎡は、同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当だと思います。被害防除につきましては、土留め工事をし、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農業用施設等に該当し、農機具保管庫を既に設置しており、農用地への原状回復は困難と思われる為、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部 50 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が畑と宅地、南が宅地、北が道路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を新築する具体的計画がある事、また、同時申請である 5 条申請書には、住宅ローン審査結果通知書の写しが添付されており、資力が確認できる事から確実だと思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 500 ㎡に居宅 1 棟の建築面積 145.92 ㎡は、周囲の状況からみても適当であると思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、東側の側溝に放流する為、適当だと思います。被

○推進委員 (○○○○○)

○議長 (○○○○○会長)

(「はい」の声あり)

○19 番委員 (○○○○○)

木材業をされている方で農地の所有面積については、わかりません。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

対価としましては、150万円になっております。受人の〇〇〇〇〇〇さんは、現在、会社員という事でございます。農地所有については、ございません。渡人の〇〇〇〇〇〇さんが貸付ていらっやって、今も茶を植栽されております。転用許可後は、茶を取り除いてという事で伺っております。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

全体面積834㎡で500㎡を宅地にするという事で、残りの334㎡は、畑として残る訳ですよ。これは、農地が無くてでも所有できるのですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

〇〇〇〇〇〇さんのお父さんが、農家さんで、転用許可後に3条で改めて出される予定で、分筆後、残りの334㎡は、3条でお父さんが取得されるという事です。茶畑として使えないので、野菜等を植えたいという事です。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

3筆とも分筆されるんですよ。使いがってが悪い畑になるんですよ。これは、無断転用の元になると思うんですよ。極端に言えば、1495-1だけで十分できるんですよ。私が思うには、〇〇〇〇〇〇さんが、全部買ってくれという事じゃなかったのかなと思うんですけど。後が無断転用になると非常に困るんですよ。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

お見込みの通りですね。渡人である〇〇〇〇〇〇さんが地籍修正図には、出てこないのですが、隣接する畑の1499側に舗装されている道があるんですが、旧町時代に取得したにも関わらず登記がされていない状況です。地籍修正図上は、畑が1枚に見えるんですけど、隣接する1495-1の南側に舗装された農道がありますので、こちらを通って、奥の畑に行くという事でございます。道に関しては、現在、耕地課の方には、本人さんからお願いをしてある状態でございます。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

例えば1495-2はどういうふうに分筆するんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

補足資料を見ていただきたいのですが、71ページからになります。74ページと75ページを見て頂くと解りやすいかと思います。75ページの東側が、既存の市道になります。北側に農道が実はありまして、西側のブロック積みの西が畑として残りますという事です。74ページを見て頂きますと、北側になります。そのまま見て頂きますと、縦に1本線を入れて頂きますと3筆とも分筆されます。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

ちょっと解りづらいのですが、1495-3を通路にしないと畑に入れないんですよ。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

1495-2の北側に農道があります。舗装された農道です。補足資料の73ページになりますけど、申請地の西側に曾於市と書いてあるところが実は道で、これと同じ幅で、道が通っております。そして、市道と繋がっている状況です。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

1495-2は、浄化槽だけ設置されるんですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇)

1495-1と1495-3が居宅・駐車場スペースになります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇〇)

申請人が取得されてから、農地を後からお父さんが取得するという事は、可能なんですかね。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

家を建築する為に、除外申請・転用申請を出して、分筆をするという流れだと思います。分筆をすれば誰に残りを売ろうが構わないと思います。3条申請もしくは、経営基盤強化促進法での取得

としてすれば問題ないと思います。分筆をする事で別な土地になる訳ですから。

○3番委員（○○○○○）

そしたら同時に申請がないとおかしいんじゃないですか。

○事務局（○○○○○）

お父さんから事前に相談がありまして、同時にという話もあったんですが、やはり、接道の問題で、解決しておきたいという事になりまして、分筆した後に3条申請をするという事になりました。耕地サイドで分筆を含めて、所有権移転をしてもらうように要望をしているところです。そのような事でずらしての申請となっております。

○3番委員（○○○○○）

3筆をした残りの部分は、申請者の所有になっている訳ですよ。

○事務局（○○○○○）

渡人の所有のままです。

○議長（○○○○○会長）

よろしかったでしょうか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第98号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請末吉53号を除いて、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員」退席）

議長（○○○○○会長）

次に議案第98号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請末吉53号についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉53号について、10月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、既に住宅敷地として利用しており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、住宅敷地を設置する面積134㎡です。同種施設の規模状況からみて適当であると思います。排水等については、雨水は自然流下と浸透枡の設置で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、住宅敷地として整備されており、農地への復元も困難であり、参考資料の102ページの始末書にもありますように、申請者本人による無断転用ではない為、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しまし

た。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 98 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請末吉 53 号については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（「○○○○○委員」復席）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 99 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 54 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、既に倉庫・堆肥舎・通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 55 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外の末吉 44 号と関係がある為、3283-1 の周辺の状況と調査意見の総合意見をご報告致します。周囲の状況は、東が山林、西が畑と山林、南が山林、北が宅地と畑であります。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、牛舎・倉庫・管理舎、ロール置場・通路として整備されており、農地への復元も困難であり、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 56 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で第二種農地に該当し、既に養殖場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 57 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農機具保管庫を既に整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 58 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、

○推進委員 (○○○○○)

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 82 号について、10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除
外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、
第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外である集落接続施設に該当し
ます。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅 1 棟を新築するもので、転用や
むを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇
さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部 83 号について、10 月 11 日に現地調査致しまし
たので報告致します。申請地は、十文字自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、
西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、隣接する宅地への一般住宅
建築と併せて具体的な計画がある事、また、融資内定通知書の写しが添付されており、資力が確認
できる事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積につい
ては、全体面積 642 m²に材木を最大 200 m²保管する計画で、周辺同施設の状況からみて適当と思いま
す。排水等については、溜枿を設置し、東側の道路側溝に放流する事から適当と思われます。被害
防除については、造成等は行わず現状のまま利用し、周囲に緩衝地を設ける事、また、被害防除に
関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公
害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当し
ますが、周囲に住宅がある事から、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、実
父の経営する製材所に勤務しており、現在借家住まいですが、今回、申請地に隣接する宅地に自己
の住宅を建築し、申請地には、製材所の事業用として材木置場を設置しようとするもので、転用や
むを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇
さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 84 号について、
10 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、板越自治会内にある農地です。周
囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで宅地と山林、南が山林、北が道路を挟んで宅地と山林で
す。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置としましては、第二種
農地に該当します。計画面積については、全体面積 633 m²に堆肥舎 1 棟を建築し、車両転回スペ
ースを設置済みで、周辺同種施設の状況からみても適当であると思います。排水等については、雨水
は自然流下で支障はないと思われます。被害防除については、現状のままで利用し、隣接地にも被
害を及ぼさないので、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係につ
いては、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人
は、貸人・借人ともに農業及び畜産業を営んでいますが、農地法の許可を得ないまま、貸人によ

受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の周辺に農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、周辺の農地に影響はないかと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、平成11年頃に建築されたものであり、令和2年に取り壊されており、駐車場や道路は、現在も当時のまま存在しますが、写真の現況と違いやや荒地になっております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。駐車場・通路として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われる、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅12号について、10月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が雑種地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、宅地等に囲まれており、農地がない為、影響ないかと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、昭和54年に建築されたもので、建築後20年以上経過して現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。事務所・倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われる、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第101号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第102号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉7号について、10月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、転用目的が農業用倉庫を整備しており、面積が161㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、また、農地への復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第102号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第103号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉105から末吉108については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉109・110については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉111については、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅112については、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部113については、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部114については、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉76号は、打切でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉77号と78号は、打切でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉79号は、継続です。

○7番委員（○○○○○）

財部85号・財部86号は、継続です。

○5番委員（○○○○○）

末吉87号は、打切です。

○1番委員（○○○○○）

末吉88号は、打切でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉89号は、打切でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅90号と大隅91号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部92号と財部93号は、継続でお願いします。

○14番委員（○○○○○）

財部94号は、継続です。

○5番委員（○○○○○）

末吉95号は、継続でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉96号から98号は、継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉99号と100号は、継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉101号は、継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅102号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部103号と104号は、継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第104号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積

計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第104号農用地利用集積計画の利用権設定について申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第105号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第105号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に報告第10号合意解約等の報告については、総会資料の29ページから33ページですのでご覧下さい。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○14 番委員 (○○○○○)

農地部会について

○18 番委員 (○○○○○)

弥五郎祭りについて

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○次長)

事務連絡

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和4年第10回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和4年10月20日(木) 午前11時10分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員